

地域安全ニュース

発行所： 鹿屋・垂水地区防犯協会 TEL 44-0110 (内線273)

年末・年始地域安全運動を実施

令和元年12月10日(火)～令和2年1月10日(金)

【運動の趣旨】

年末年始は、人々の活動や物流が活発となり、事件・事故の多発が懸念されます。

鹿屋警察署管内の刑法犯認知件数は、本年10月末現在262件と前年同期に比べ63件の減少となっております。

しかし、県内では殺人・強盗などの凶悪事件が発生しているほか、子供や女性が被害者となる犯罪やうそ電話詐欺の被害が後を絶たず、市民の犯罪に対する不安感を払拭するには至っていません。

このような状況を踏まえ、市民の安全・安心な生活を確保するため、警察が実施する年末・年始特別警戒と連動・協働して、市民に対して地域の安全意識の啓発を図り、犯罪・事故を未然に防止することを目的に実施するものです。



【運動の重点】

- 1 犯罪の未然防止
- 2 子供と女性の犯罪被害防止及び高齢者の安全対策

歳末は、何かと慌ただしくなり、身のまわりの犯罪に対する警戒心が疎かになりがちです。

平穏に新年を迎えるためにも、地域ぐるみで自主防犯意識を高め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、事件事故のない安全で住みよい地域づくりの実現のために、市民の皆様の御協力をお願いいたします。

囑託警察犬への感謝状贈呈

鹿屋警察署では、10月24日に行方不明者捜索に出動し、迅速に不明者を発見した囑託警察犬シェパード「ヘルダフォンブランシール」（雌4歳）と指導手の谷口芳久さんに感謝状と副賞のドッグフード20kgが贈呈されました。

同犬と谷口さんは、鹿屋市吾平町で行方不明となった70代女性を、捜索開始から1時間も経たないうちに、背丈の高い雑草の中から不明者を発見したものです。

本件は、生命に危険が及ぶ恐れがあったもので、囑託警察犬の威信を高めました。



一般住宅の防犯診断を実施

地域安全モニター、鹿屋市防犯協会、警察、行政及び町内会は、11月14日に高須町内約80軒に対し、空き巣、強盗などの被害防止及び防犯意識の向上を目的として、防犯診断を実施しました。

参加者は、住宅の玄関、ベランダ、裏口などの戸締まりや車庫の施錠状況、倉庫及び車両などの防犯対策についてチェックし、住民に対し注意喚起を行いました。

短時間自宅を離れる時も、カギ掛けを確実にし、また、トラクターなどの農耕機具にもカギを付けたままにしないなど、一人ひとりが防犯意識を高め、地域全体で犯罪を寄せ付けないまちづくりを推進しましょう。



回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

裏面もお読みください。

お手柄高校生に感謝状贈呈

鹿屋警察署は、10月25日に鹿屋中央高等学校3年生の上仮屋優人君に感謝状を贈呈しました。

功労内容は、8月27日午後8時頃、原付バイクで帰宅途中、鹿屋市串良町の国道220号で歩道から足を踏み外し、車道にうつ伏せに倒れていた70代女性を見つけ、歩道に移動させ家族に連絡するなど、交通事故を未然に防止したものです。

上仮屋君は、「当たり前のことをしたのに、感謝状をもらえることにびっくりしています。人を助けられるような大人になりたいです。」と話していました。



うそ電話詐欺の被害発生状況

(令和元年10月末現在)

県内における「うそ電話詐欺」の被害

◎ 合計35件 (前年同期比-11件)

◎ 【被害額 約7,400万円】

(前年同期比-約7,670万円)

- 手口の大半は架空請求詐欺で、有料サイト利用料金などの支払名目にコンビニなどで電子マネーでの支払いを要求するものです。
- 高齢者に「キャッシュカードが、悪用されている。」とうそ電話を掛け、自宅に訪問し、暗証番号のメモとカードを入れた封筒を別の封筒と入れ替えて、持ち去る被害も全国各地で発生しています。
- うそ電話詐欺(特殊詐欺)撲滅のため、心当たりのない郵便物(訴訟通知など)、電話やメールなどが届けば、直ぐに警察、消費生活センターに連絡してください。



鹿屋警察署管内犯罪認知件数

令和元年10月末現在(暫定値)

全刑法犯認知件数		10月末現在	前年同期比
		262	-63
犯 罪 種 別	風俗犯	1	±0
	空き巣	9	-7
	忍込み	1	-3
	万引き	50	+12
	車上ねらい	17	-20
	自動販売機ねらい	1	±0
	自動車盗	3	±0
	オートバイ盗	2	-7
	自転車盗	19	-15
	金庫破り	0	±0
	学校荒し	0	±0
	事務所荒し	4	-10
	出店荒し	0	-3
	倉庫荒し	3	±0
	すり	0	-2
	置引き	13	-2
	部品ねらい	5	±0
	脱衣場ねらい	0	-1
	色情ねらい	3	±0
	工事場ねらい	3	+3
職場ねらい	12	+6	
さい銭ねらい	7	+5	

狩猟期間中の注意事項

令和元年11月15日～令和2年2月15日

(イノシシとニホンシカなどは、3月15日まで)

毎年、全国で狩猟期間中に痛ましい猟銃事故発生!
銃器の取扱い上の厳守事項

- ① 銃口(絶対に銃口を人に向けない)
- ② 引鉄(発砲する以外に引鉄に指をかけない)
- ③ 射撃方向(前方に人がいたら発砲しない)
- ④ 矢先の安全確認(周囲の安全を確認)
- ⑤ 装填・脱泡(発砲の必要性が起こる直前まで装填しない)

【一般の方も注意を】

猟銃使用場所付近で作業する場合及び山仕事などで入山される方は、目立つ色の服装に心がけましょう。



★年末年始の交通事故防止運動の実施★

令和元年12月10日(火)～令和2年1月10日(金)まで

- 1 スローガン: 「年末年始 マナーアップで 事故防止」
- 2 重点
 - (1) 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止 ～ 「3(サン)ライト運動」の展開～
 - (2) 高齢者の交通事故防止 ～ 「プラス1(ワン)運動」の展開～
 - (3) 飲酒運転の根絶 ～ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」の展開～
 - (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ～ 全席ベルト着用!! 「します・させます運動」の展開～
 - (5) 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの向上

